



～ 助成金コラム ～

特定求職者雇用開発助成金 「特定就職困難者コース」で注意するところは？

平素より当所の業務推進につきまして、格別のご理解を賜り厚く御礼申し上げます。
今回は、特定求職者雇用開発助成金「特定就職困難者コース」で特に注意が必要な点を下記に紹介します。参考にしてください。

1、【形式紹介】

ハローワーク等から職業紹介を受ける前に、事業所で「履歴書の提出を受ける」、「面接を実施する」など採用選考が一部進行している場合は、職業紹介を受けても(紹介状の発行を受けても)、助成の対象にはなりません。

2、【事前雇用】

ハローワーク等から職業紹介を受ける前に、事業所で研修・アルバイト・試用期間など名称を問わず就労があり、賃金が支払われている場合は、助成の対象にはなりません。

3、雇入れ日時点で【継続雇用が確実である】ことが必要

雇用保険一般被保険者として事業主が雇入れ、かつ、対象労働者の年齢が 65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して 2年以上であることが確実と認められる場合に助成対象となります。

また、以下のいずれかに該当する雇用契約であることが必要です。

- ▶ 期間の定めのない雇用契約
- ▶ 期間の定めがある雇用契約の場合は、【自動更新】である旨が記載され、かつ、更新の判断基準が設けられていないもの。

4、【在職中紹介】

求職者が紹介日時点で在職中である場合は助成の対象にはなりません。この助成金で「在職中」とは週 20 時間以上の仕事をしていることを言います。そのため週 20 時間未満の場合は助成の対象となり得ます。

また、重度障害者の場合は、在職中であっても採用後の労働条件が週 30 時間以上である場合は助成対象となり得ます。

5、ハローワーク以外の職業紹介事業者の職業紹介

都道府県労働局長あてに同意書を提出し、雇用関係助成金の取扱事業者証の交付を受けた民間の職業紹介事業者は、この助成金を取り扱うことができます。

その場合の職業紹介では、支給申請時に職業紹介事業者が発行する【紹介証明書】の添付が必要になりますので、事前に職業紹介事業者に、この助成金の利用が可能か、【紹介証明書】の発行が可能かを確認してください。

上記以外にも様々な要件がありますので愛知労働局のホームページで詳細を確認して下さい。